

# 核兵器不拡散条約における北朝鮮の法的地位

石 神 輝 雄

1. 問題の所在
2. ウィーン条約法条約と NPT 第 10 条
3. 北朝鮮核問題の経緯
  - 3-1. 1993 年の脱退宣言
  - 3-2. 2003 年の脱退宣言
  - 3-3. NPT 第 10 条との整合性
4. NPT 第 10 条の核不拡散体制における機能
  - 4-1. 軍縮条約における明確性と柔軟性の両立
  - 4-2. 条約の普遍性の確保
  - 4-3. グランド・バーゲンとチェックアンドバランス
  - 4-4. NPT からの脱退と安保理権限の連動
5. 他の締約国からの評価
6. 安全保障理事会決議の解釈
  - 6-1. NPT への再加入の強制
  - 6-2. 安保理決議由来の義務の強制
  - 6-3. 締約国としての地位の確認
7. 安全保障理事会決議の評価
  - 7-1. 軍縮条約からの脱退の無効化 - 条約の加入強制は可能か -
  - 7-2. 安保理による立法と主権的権利行使の結果否定
  - 7-3. 安保理による脱退の消極的無効化
8. 結論

## 1. 問題の所在

21 世紀を迎え核兵器の不拡散に関する条約（以下、「NPT」という）を中核とする核兵器不拡散体制は危機に瀕している。2015 年の NPT 運用検討会議は中東非大量破壊兵器地帯の設置構想をめぐる紛糾し最終文書を採択することができなかった。イランと EU 3 + 3 によって合意された包括的共同作業計画 (JCPOA) はイランの核開発への歯止めをかけた合意として評価できる一方、北朝鮮の核開発問題は解決の糸口すらつかめていない。<sup>(1)</sup> さらに、

後者の問題は、NPT からの脱退権の行使を伴い、核不拡散体制への根本的挑戦となっている。本稿は、この北朝鮮の核問題が提起した、NPT 第 10 条第 1 項が規定する、NPT からの脱退権行使の国際法上の問題を検討する。

1993 年そして 2003 年における北朝鮮による NPT からの脱退宣言とそれに対する国際社会の対応は、北朝鮮の NPT 上の法的地位をめぐる曖昧な法的状況を創出してしまった。NPT は核不拡散体制において核心的に重要な権利義務を定めるにもかかわらず、北朝鮮が引き続き当該条約上の義務を負っているのか、それとも脱退が有効に成立しているのか合意がない。例えば、広島県が委託し日本国際問題研究所が毎年各国の核軍縮等の取り組みを評価している「ひろしまレポート」は、NPT 締約国と非締約国とで分析の対象項目を分け検討する一方、北朝鮮の NPT 上の法的地位を「その他」に分類する。<sup>(2)</sup> この分類は、「締約国」と「非締約国」というカテゴリーに留まらず、「NPT から脱退を宣言した国」という分類の存在を示唆する。これは、北朝鮮の NPT からの脱退を許容も黙認もしないといった国家実行の反映と思われるが、核不拡散体制上の法的義務を不明瞭にしてしまう。ウィーン条約法条約第 54 条は条約からの脱退が可能な事例として、条約中に明示的に定められた脱退規定に基づく場合を認めている。加えて従来から、NPT からの脱退権行使は、脱退を意図する国家の主権的意図のみに拘束される一方的行為と考えられてきた。この場合、そもそも第三のカテゴリーが問題となることはありえない。NPT 第 10 条の援用事例は北朝鮮の事例が唯一であるが、主権的権利に基づく一方的行為という枠組に変更が迫られているのであろうか。

以上の問題意識の下、本稿は、伝統的に国家の「主権的な権利」として認

---

(1) 本稿校正中の 2016 年 9 月 9 日、北朝鮮が 5 回目となる核実験を実施したとの報に接した。

(2) 公益財団法人日本国際問題研究所軍縮・不拡散センター『ひろしまレポート 2016 年版 - 核軍縮・核不拡散・各セキュリティを巡る 2015 年の動向』(広島県、平成 28 年 3 月) 4 頁。

められてきた NPT 上の脱退権行使は、脱退国の意思のみにかかる一方的行為なのか、他の締約国もしくは関連国際機関によるレビューが介在する余地があるのか、そうであれば、最終的な有効性の判断権者は誰かを検討したい。

本稿はまず、ウィーン条約法条約及び NPT が定める脱退規定について確認した上で、北朝鮮の脱退通告の適否の検討のため、北朝鮮核問題の経緯を概観する。その後、NPT 第 10 条が核不拡散体制下で果たす機能を確認し、北朝鮮の脱退宣言に対する締約国からの反応を確認するとともに、北朝鮮の核開発問題をめぐる安保理決議の内容について、検討を加える。

## 2. ウィーン条約法条約と NPT 第 10 条

条約からの「脱退」は一般に、「条約当事国である国家による当該条約の当事国としての地位を終了させる一方的行為」<sup>(3)</sup>とされる。ただ、もちろん、条約からの脱退は国家の一方的行為として常に許容されるわけではなく、条約からの当事国の脱退がいかなる場合に認められるかについてはウィーン条約法条約が規律している。脱退に関する規定を含まない条約からの脱退については、条約法条約第 56 条が、(a) 当事国が脱退の可能性を許容する意図を有していたと認められる場合、(b) 条約の性質上脱退の権利があると考えられる場合を除くほか、国家は脱退することができないと規定する。一方、脱退に関する規定を含む条約からの脱退については、第 54 条が「条約に基づく場合」に行うことができると規定し、脱退にかかる諸条件については、各条約中に定められた脱退に関する規定に委ねている。

軍縮・軍備管理条約の場合、脱退規定を条約中に明記する方式が多く採用されており、NPT は、第 10 条第 1 項前段が以下のように規定する。

---

(3) Duncan B. Hollis (ed.), *The Oxford Guide to Treaties*, (Oxford University Press, Oxford, 2012, 635.)

「各締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使して、この条約から脱退する権利を有する。」

当該規定は、NPT 締約国がその主権を行使して脱退する権利を有する事態を、「この条約の対象である事項に関連した」「異常な事態が」「自国の至高の利益を危うくしている」場合と規定する。本規定には「この条約の対象である事項に関連した」という限定が付されているものの、「異常な事態」および「自国の至高の利益」の定義が定まっていないこと、さらには、これら要件の充足を判断する主体が「各締約国」とされているため、一見すると、脱退権行使の合法性が脱退国の主観に委ねられた構造となっている。<sup>(4)</sup>

では、脱退に関する手続き規定はどのような規定ぶりかといえば、第 10 条第 1 項後段が次のように規定する。

「当該締約国は、他のすべての締約国及び国際連合安全保障理事会に対し 3 箇月前にその脱退を通知する。その通知には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載しなければならない。」

ここでは、他の締約国及び安保理に対して、脱退の 3 ヶ月前に通知を実施し、「自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態」とは何かという、脱退理由についても、記載しなければならないことが規定されている。脱退通知の他の締約国への送付は、NPT の脱退規定の基となった部分的核実験禁止条約に定められていたが、安保理への通知については規定されていなかった。脱退理由としての「異常な事態」についての記載を求めることも NPT の独自規定である。脱退通知を安保理へ送付するというこの手続規定が、いかなる法的意味を内包するかについては後述する。ただ、部分的核実験禁止条約として比較し、脱退理由に対する透明性を高め、客観的基準を高める

---

(4) Tom Coppen, *Good faith and withdrawal from the Non-Proliferation Treaty*, (2014) 2 QIL, Zoom in, 29.

試みが加えられていたことを付記しておかねばならない。

### 3. 北朝鮮の核問題の経緯

#### 3-1. 1993 年の脱退宣言

北朝鮮の核計画は 1950 年代に主にソ連の協力を得て開始された。朝鮮戦争終結後、北朝鮮はソ連と原子力協定を結び、研究員のソ連への派遣によって核技術を習得する一方、1962 年に着工し、65 年に完成させた寧辺（ヨンピョン）の IRT-2M 研究用原子炉の側に、核研究施設を建設した。<sup>(5)</sup> その後、1980 年代には、寧辺に大型の 5MW 原子炉を建設した。<sup>(6)</sup> この寧辺の原子炉施設を核兵器用プルトニウムの生産に用いるのではないかという米国の懸念と、国際的圧力によって、1985 年北朝鮮は NPT に加入した。ただし、問題は、この NPT への加入直後に明らかになりはじめる。

まず、NPT の非核兵器国は、締約国の義務として条約への加入から 180 日以内に、国際原子力機関（以下 IAEA）と保障措置協定の締結交渉を開始し、その協定を交渉開始の日から 18 ヶ月以内に効力を生じさせなければならない（NPT 第 3 条 4 項）。しかし、北朝鮮は IAEA との保障措置協定の締結を拒み続け、IAEA 保障措置協定締結の条件として、在韓米軍が配備していた核兵器の撤去を求めた。<sup>(7)</sup>

冷戦終結後の安全保障環境の変化により、1991 年 9 月、世界各地に配備された米ソの非戦略核兵器の撤去の動きの一環として、結果的に、同年 12 月ま

---

(5) Geoffrey S. Carlson, *An Offer They Can't Refuse? The Security Council Tells North Korea to Re-Sign the Nuclear Non-Proliferation Treaty*, (2008) 420, *Columbia Journal of Transnational Law*, 431.

(6) 孫賢鎮「北朝鮮の核開発」吉川元・水本和実（編）『なぜ核はなくなるのかⅡ』法律文化社、2016 年、132 頁。

(7) 戸崎洋史「北朝鮮核問題と核不拡散体制」『(公財) 日本国際問題研究所研究報告：北東アジアの安全保障と日本』

([www2.jiia.or.jp/pdf/asia\\_centre/h16.../tosaki.pdf](http://www2.jiia.or.jp/pdf/asia_centre/h16.../tosaki.pdf)) (最終アクセス日 2016 年 8 月 3 日)

で韓国からすべての核兵器が撤去されることとなった。<sup>(8)</sup> これを受け北朝鮮は、1992年1月、IAEAとの間で保障措置協定を締結した。

ところが、この協定に基づく北朝鮮の冒頭報告とIAEAによる査察結果との間に不一致があることが判明した結果、未申告のプルトニウムが存在するのではないかという疑惑が生じた。<sup>(9)</sup> 北朝鮮は矛盾点解消のための追加の査察を拒み、1993年3月12日、NPT第10条第1項に基づいてNPTからの脱退を条約寄託国である3カ国（米国・英国・ロシア）、当時のNPT締約国154カ国、そして安保理議長へ通知した。

この1993年の北朝鮮の脱退宣言は、自国の至高の利益を危うくしている異常な事態として、チーム・スピリットという米韓の軍事演習が、実際には「核戦争の軍事演習」であり北朝鮮を脅かしていること、そしてIAEA事務局とその加盟国が、IAEAに決議を不当に採択させ、2つの核施設への特別査察を不当に要求していること、の二点を記載していた。<sup>(10)</sup>

その後、北朝鮮に翻意を迫る外交努力が続けられ、北朝鮮の脱退宣言から3ヶ月目を迎える一日前に合意が発表された。この6月11日の米朝共同声明において、北朝鮮は「自らが必要と考える期間、核兵器の不拡散に関する条約からの脱退の発効を停止することを一方的に決定」するとともに、当初北朝鮮がIAEAへ申告していた7つの核施設への査察を認めることに合意した。<sup>(11)</sup> この合意により、北朝鮮の核問題の悪化、そしてNPTからの脱退は当面避けられることとなった。

---

(8) 浅田正彦「北朝鮮をめぐる国際法上の問題点－核兵器問題を中心に」『法学教室』(2003年、第274号、51頁)

(9) IAEA, Fact Sheet on DPRK Nuclear Safeguards, <https://www.iaea.org/newscenter/focus/dprk/fact-sheet-on-dprk-nuclear-safeguards>（最終アクセス：2016年8月3日）

(10) Letter Dated 12 March 1993 from the Permanent Representative of the Democratic People's Republic of Korea to the United Nations Addressed to the President of the Security Council, UN Doc. S/25405 (Mar.12, 1993)

## 3 - 2. 2003 年の脱退宣言

1993 年の米朝共同声明後も、IAEA との保障措置協定の履行などをめぐりやりとりが続いたが、1994 年 10 月 21 日には、「アメリカ合衆国と朝鮮民主主義人民共和国との間の合意された枠組み」(米朝枠組み合意) が署名された。また、当該合意をめぐる法的枠組みの創設のため、1995 年 3 月 9 日には「朝鮮半島エネルギー開発機構 (KEDO) の設立に関する協定」(KEDO 設立協定) が日米韓の間で署名されるなど、北朝鮮の黒鉛減速炉と核関連施設を凍結し、最終的には核兵器開発能力を廃棄・解体することを約束する代わりに、軽水炉の供与と重油の供給を提供するという枠組みの構築が進められた。

しかし、2001 年 1 月、米国でクリントン民主党政権に替わり、ブッシュ共和党政権が誕生すると、米朝関係は再び緊張の度合いを増していった。元々共和党は、米朝枠組み合意に批判的であったことに加え、2001 年 9 月 11 日の米国における同時多発テロ以降、米国の北朝鮮に対する姿勢は、一層厳しいものとなった。2002 年 1 月の一般教書演説では、ブッシュ大統領は北朝鮮を「悪の枢軸」<sup>(12)</sup> と位置づけ、「米国は国家の安全を確保するためには必要なことを行う」と軍事力の行使をも示唆するまでに至った。

こうした中、2002 年 10 月、米国政府は、ケリー (James A. Kerry) 国務次官補が訪朝した折、北朝鮮に対し、核兵器開発のためのウラン濃縮計画の存在について質したところ、北朝鮮がその存在を認めたと報じた。<sup>(13)</sup> 米国・韓国・

---

(11) IAEA, IAEA and DPRK: Chronology of Key Events,

<https://www.iaea.org/newscenter/focus/dprk/chronology-of-key-events> (最終アクセス: 2016 年 8 月 3 日)

(12) George W. Bush, State of the Union Address (Jan.29, 2002)

<https://georgewbush-whitehouse.archives.gov/news/releases/2002/01/20020129-11.html> (最終アクセス日: 2016 年 8 月 3 日)

(13) IAEA, Chronology of Key Events, op.cit, note 9.

日本は、米朝枠組み合意、NPT および IAEA の保障措置協定に違反するとの共同声明を発表した。KEDO 理事会はこれら違反に対する措置として12月以降の重油の供給を停止する旨を決定した。これに対し北朝鮮は、12月にIAEA 査察官を国外退去させた上で、2003年1月10日、NPT からの脱退を再度宣言した。

2003年の脱退宣言では、北朝鮮の国家主権と安全保障が、米国の敵対政策によって侵害されており、「国家の至高の利益が極めて深刻に脅かされているという重大な事態の下 (under the grave situation)、北朝鮮政府は、国家主権およびその存立と尊厳を守る」ために、1993年6月11日の米国との共同声明において「自らが必要と考える期間」停止していた脱退通知の効力を自動的に且つ即時に発効させることを宣言した。<sup>(14)</sup>

### 3-3. NPT 第10条との整合性

以上概観した、北朝鮮の核問題の経緯、特に北朝鮮の二度のNPT からの脱退宣言は、NPT からの脱退について規定するNPT 第10条第1項に照らして、どのように解することができるだろうか。現在までのところ、NPT 第10条第1項が規定する脱退権の行使事例は、北朝鮮の事例のみとなっている。

北朝鮮は、NPT 第10条第1項後段の手続き規定に則して、締約国及び安保理へ通知していた1993年3月12日の脱退宣言の効力を、3ヶ月が経過する前日であった6月11日に、「自らが必要と考える期間」停止した。そのため、北朝鮮の立場としては、2003年1月の再度の脱退宣言によって、1993年の効

---

(14) Statement by the DPRK on Withdrawal from the NPT (Pyongyang, 10 January 2003, as reported by North Korea news agency KCNA (unofficial translation)), Kings College London and James Martin Center for Nonproliferation Studies (CNS) at the Middlebury Institute of International Studies at Monterey (MIIS), NPT Briefing Book (2015 Edition), (<https://www.kcl.ac.uk/sspp/departments/warstudies/research/groups/csss/pubs/NPT-Briefing-Book-2015/New-sections-April-2015/NPT-BB-2015-Final-April.pdf>) (最終アクセス：2016年7月31日)

力停止の解除を図ることで、脱退宣言は即時（実際には翌日）に効力を生じるという立場をとっている。もちろん、NPT 第 10 条は、脱退宣言の「停止」にかかる手続き規定を持たないこと、また、2003 年の脱退通知は「重大な事態 (grave situation)」の記載はあるものの、「異常な事態 (extraordinary events)」の説明がないことなど、形式的な要件から当該脱退宣言の有効性に疑念を呈する意見がある。

また、第 10 条が規定する「この条約の対象である事項に関連する異常な事態」という実質的要件が果たして満たされているかの疑問もある。北朝鮮の 2003 年の脱退通知の内容は基本的に、自らが必要と考える期間停止していた 1993 年の脱退通知の停止の解除となっている。そのため 1993 年時の脱退理由の説明であった (1) 米韓軍事演習 (チーム・スピリット) が核戦争の軍事演習であること、(2) IAEA の中立性の欠如からもたらされる特別査察要求が、「この条約の対象である事項に関連する異常な事態」かが判断されなければならない。

結論からいえば、1993 年時点においても、また 2003 年の時点においても、上記 2 つの理由は第 10 条が規定する「異常な事態」ではないといわざるを得ない。米韓軍事演習は、核兵器を伴うものではなく (既述のように韓国に配備されていた米国の核兵器は 1991 年に撤去されている)、NPT と関連する事項でもない。また、IAEA の中立性の欠如の訴えについても、決して「異常な事態」ではないといえよう。

このように、北朝鮮の脱退通知の NPT 第 10 条との適合性ははなはだ疑問であるといわざるを得ないが、このような形式的要件にかかる瑕疵および実質的要件との不整合が、条約が規定する脱退権そのものを否定する結果をもたらすとは考えにくいという理由において、北朝鮮の脱退宣言が果たしていつから効力を生じたかという、効力発生 of 時期の問題に意見の違いはあっても、北朝鮮の脱退通告は有効に成立しているという見解が多く見受けられる。<sup>(15)</sup> この問題はつまるところ、第 10 条の脱退権行使が、脱退国の主観的判

断のみに従属するものか、他の主体からの客観的審査を許容するものか、に集約される。前者の解釈を採用すれば、いくら第10条の形式的小よび実質的要件との不整合を指摘しようとも、結局のところ脱退権の行使は脱退国の意思のみにかかる一方的行為となり、脱退権行使の合法性の検討は法的に無意味となる。

2006年10月13日、北朝鮮は第一回目の核実験を実施した。この核実験は、NPT第10条が規定する脱退権の行使が脱退国の主観的・専権的判断なのであれば、NPT締約国は平和目的の名の下に締約国としての利益を核兵器開発に活用し、核兵器製造の準備が整った段階でNPTから脱退することで、核兵器の製造・取得を合法的に進めることができるという、法的抜け穴が存在することを明らかにした。

## 4. NPT第10条の核不拡散体制における機能

### 4-1. 軍縮条約における明確性と柔軟性の両立

では上記のようにNPT体制そのものに弊害をもたらしかねない第10条の脱退権はそもそもなぜ、このような曖昧な表現で規定されているのであろうか。この疑問に対しては、二国間条約であろうと、多数国間条約であろうと、軍縮・軍備管理条約は、国家の安全保障が常に絡むデリケートな分野であり、非常に政治的性格の強い条約であるという認識からまず答えることができる。

NPT第10条の規定は、既述のように部分的核実験禁止条約の規定を基に作成された。<sup>(16)</sup> 部分的核実験禁止条約第4条は、「各締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると

---

(15) Stefan Talmon, *Security Council Treaty Action*, (2009) 62 *Revue Hellénique de Droit International*, 24.

(16) M Shaker, *The Nuclear Non-proliferation Treaty: Origin and Implementation 1959-1979*, vol 1 (Oceana Publications 1980)

認めるときは、その主権の行使として、この条約から脱退する権利を有する」と同文の規定を有している。米国とロシア（旧ソ連）間の二国間軍縮・軍備管理条約、そして多くの多数国間軍縮・軍備管理条約において、同様の規定が用いられており、部分的各実験禁止条約にて採用された脱退についての国家の主観的判断を留保するフォーミュラが後のほとんどの軍縮・軍備管理条約において引き継がれることとなった。<sup>(17)</sup>

部分的核実験禁止条約と NPT の脱退規定が異なるのは、NPT 第 10 条には安保理への通知が含まれることに加え、「その通知には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載しなければならない」とされていることにある。

部分的核実験禁止条約の採択当時、国務長官であったディーン・ラスクは、上院外交委員会の条約批准に向けた公聴会にて、当該条項の下では、条約から脱退するか否かについて「米国は自己の良心と基準以外のなにものにも答える必要がない」<sup>(18)</sup>と締約国の主観的判断による柔軟性を強調していた。当該条文案が NPT においても、一定程度の透明性確保の手段を追加しながらも、基本的に同文が採用される契機となったのは、やはり国家の厳しい安全保障環境における柔軟性の確保要請と一致させるためといえる。18 カ国軍縮委員会での NPT 交渉の初期段階においては、他の締約国の不遵守や第三国による核の拡散行為といった限定的事例に脱退権行使を制限する意見が表明されたこともあった。例えばエジプトは、NPT からの脱退権行使は「(脱退国の)絶対的な自由裁量権限とすべきではなく、締約国による、条約義務の不適用から帰結する条約の不遵守や違反、もしくは第三国による他の国家への核兵

(17) Cindy A Cohn, *Interpreting the Withdrawal Clause in Arms Control Treaties*, (1989) 10 *Michigan Journal of International Law*, 849.

(18) *Treaty Banning Nuclear Weapon Tests in the Atmosphere, in Outer Space and Underwater: Hearings Before Senate Committee on Foreign Relations*, 88<sup>th</sup> Cong. 1<sup>st</sup> Session, Vol.3 (1963) at 18.

器の供給といった事態に限定されるべきだ」<sup>(19)</sup>と主張し、一定の賛同を得ていた。しかし、脱退権の行使事例をより限定化する意見は、NPT 交渉において合意を得ることはできなかった。ここではやはり、条約上の義務と国家安全保障上の利益を衡量し、両者が矛盾する場合において脱退という道を確認しておくという安全保障上の考慮があったといえる。

#### 4 - 2. 条約の普遍性の確保

この柔軟性の要素は、条約の普遍性を高めることにも寄与してきた。一般的に条約は、締結当時の情勢における法内容を規定化することで、慣習法と比較して法内容の明確さを高めている。その一方で法内容の柔軟性、つまりは国際情勢の変化に対応した条約内容の変更は、締約国数の多い多数国間条約であるだけ難しい。その場合、国家は条約への署名・批准をためらうこととなる。この傾向は安全保障関連条約である場合により、鮮明になるといえる。つまり、一見して国家の主観的判断に脱退の可否が委ねられているように見受けられる条約規定は、より多くの国家に対して、国内の反対者への説明理由ともなり、条約への加盟の誘因を生み出す役割を有しているといえる。<sup>(20)</sup>

#### 4 - 3. グランド・バーゲンとチェック&バランス

さらに、NPT 第 10 条は他の大量破壊兵器関連条約の脱退規定と同様に、相互主義の原則の下で、条約内容の履行保証にかかる一手段という役割も有している。

NPT が定める核兵器国と非核兵器国の間の義務内容が異なることは良く知られている。NPT 上の核兵器国は、核兵器の保有が認められている一方、

---

(19) Eighteen Nation Disarmament Committee Provisional Verbatim 245 (March 3, 1966) 10.

(20) Laurence R. Helfer, *Exiting Treaties*, (2005) 91 *Virginia Law Review*, 1582.

NPT 上の非核兵器国は第 2 条において核兵器その他の核爆発装置の製造・取得をしないことを求められており、この条約に入らなければ得ることが可能であったかもしれない利益、つまりは核兵器保有国に対する核兵器取得による安全保障上の核抑止改革の採用手段を放棄している。<sup>(21)</sup> これに対し、非核兵器国から、この不平等を改善するための何らかの保障措置を求められることは当然であり、その規定は第 4 条、第 6 条、第 8 条の各規定に設けられた。つまり、非核兵器国は核兵器の取得を放棄する。その代わり、非核兵器国の核技術の平和利用については奪い得ない権利として保護される (第 4 条)。核兵器国は不平等な状態の解消を目指して核兵器廃絶に向けた効果的な措置と全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について誠実に交渉を行う (第 6 条) ことを誓約する。そしてこの非核兵器国による核兵器の放棄と平和利用の権利の保護、そして核兵器国による軍縮に向けた誠実な交渉義務というグラン・バーゲン自体が、第 8 条に規定された運用検討会議にて、核兵器国および非核兵器国相互によってレビューされる構造となっている。

ただ、核兵器国と非核兵器国との間に、義務内容の不均衡を是正するための、チェックアンドバランスの仕組み構築が図られているといっても、現実として、核兵器国のみ核兵器の保有が許される現状に対して、核軍縮に向けた誠実な交渉義務の進展に向けた非核兵器国からの政治的圧力を効果的に及ぼすことは困難といわざるをえない。ここにおいて圧力行使の仕組みとして期待されるのが、第 10 条が規定する脱退権の非核兵器国による行使の可能性である。NPT のように締約国が核兵器国とそれ以外という二分化され、義務内容に不平等性が認められる場合、核兵器国が NPT から脱退することで得られる利益はほとんどない。一方、非核兵器国にとっては、NPT から脱退することで得られる利益は、国際社会からの非難と孤立を生じるといふ政治的影響を考慮するとしても、核兵器の開発・取得が法的に可能となるという効

---

(21) 秋山信将編『NPT - 核のグローバル・ガバナンス』岩波書店、2015 年、21 頁。

果を生むこととなり非常に大きい。つまり第10条の脱退権は、第6条の誠実な交渉義務と第8条の運用検討会議開催の規定と合わせると、非核兵器国が、核兵器国に対し、その誠実な交渉義務の履行を促進させるための圧力を生み出す効果的なツールともみなすことができるのである。<sup>(22)</sup>

このように、NPT第10条の規定が、NPTの義務構造のグランド・バーゲンに組み込まれチェック&バランスの機能を担っているとすれば、ゴールドブラッドが主張するような脱退権の削除といった提案を安易に採用することは適切ではないということになる。<sup>(23)</sup> また、北朝鮮によるNPTからの脱退宣言以降、当該条項に国際的な注目が集まってからも、NPT締約国から当該条項の存在意義を積極的に否定する見解は表明されていない。<sup>(24)</sup> 2016年4月11日の「核軍縮及び不拡散に関するG7声明」が、「我々は、NPT第10条にある脱退の権利を認識する。それにもかかわらず、我々は、NPT締約国に対して、脱退規定の乱用を防止する重要性を再確認する」<sup>(25)</sup>と表明するように、脱退権限の存在そのものではなく、その乱用を問題視する姿勢がとられている。

#### 4 - 4. NPTからの脱退と安保理権限の連動

第10条第1項は脱退理由を記載した、脱退通知の送付先として、すべての

---

(22) Raven Winters, Preventing Repeat Offenders: North Korea's Withdrawal and Need for Revisions to the Nuclear Non-proliferation Treaty, (November, 2005) 38, *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, 1449.

Coppen, p.28.

(23) Jozef Goldblat, Should the Right to Withdraw from the NPT be Withdrawn?, *International Commission on Nuclear Non-proliferation and Disarmament, Research Papers*, (<http://icnnd.org/Pages/Research.aspx>) (最終アクセス日: 2016年8月3日)

(24) Lewis A. Dunn, *The NPT: Assessing the Past, Building the future*, (2009) 16(2) *The Nonproliferation Review*, 143, 166.

(25) G7 Statement on Non-proliferation and Disarmament, Hiroshima, Japan, 11 April 2016, par.2. 和訳文は下記外務省HPにおける仮訳を参照した。([http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/is/s/page3\\_001663.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/is/s/page3_001663.html)) (最終アクセス日: 2016年8月3日。)

締約国とともに安保理も指定することで、NPT からの脱退にかかる問題と、国連憲章上の安保理権限の発動を連動させる構造構築を図っている。この規定は、既述のように部分的核実験禁止条約の脱退規定には存在せず、NPT の脱退規定として特に追記された規定である。脱退通知の送付先として、安保理が加えられることの意味については、ジュネーブ軍縮会議における NPT 交渉の終盤、国連総会へ NPT 条約案が送付される前の最終討議において議論された。

例えば、ブラジルは、部分的核実験禁止条約の脱退規定になぜ、脱退通知の安保理への送付が必要とされるのかを問い、「国連憲章は安保理に世界の平和と安全の維持に関する機能を付託しているのであって、条約からの脱退にかかるメカニズムに関与するものではない」<sup>(26)</sup>と指摘している。これに対し旧ソ連は、核兵器の拡散は、疑いなく国際の平和と安全を脅かすものであり、「NPT は核保有国数の増加を防止することによって、平和に対する脅威を取り除くための協定となるものである。そのため、NPT の遵守とその実効性は、国連憲章第 24 条において国際の平和と安全の維持に責任を有する安保理権限と必然的に結びついている」<sup>(27)</sup>と、NPT の条文中に安保理への通知を規定することの合理性を説明している。

当該規定が、締約国もしくは安保理に対して、脱退権行使の妥当性にかかる判断権限を与えるものなのか、それとも、単なる手続き規定であって、通知行為自体によって脱退要件は充足したとみなされるのか、については議論がある。例えば、Tom Coppen は「脱退は基本的に一方的行為である。それら

---

(26) Statement by Brazilian Representative (de Araujo Castro) to Eighteen Nation Disarmament Committee: Nonproliferation of Nuclear Weapons, February 8, 1968, Documents on Disarmament (United States Arms Control Agency, 1969, 56)

(27) Statement of Soviet Representative Roshchin to the Geneva Disarmament Conference, March 12, 1968 during final explanations before the NPT was reported by the Conference to the UN General Assembly, Documents on Disarmament, (United States Arms Control Agency, 1969, 182)

行為は他の国家からの同意や承認を要求せず、多くの事例において、他の締約国に対する単なる通知の実施のみで効力を生じる」<sup>(28)</sup>ものとする。一方で、George Bunn と Roland Timerbaev は、当該規定は明らかに、安保理が脱退理由の妥当性を問い、脱退を遅延させもしくは防止することができる規定であるとする。<sup>(29)</sup>

先のジュネーブ軍縮会議における議論において旧ソ連は、この脱退理由を記載した通知の送付という要件は、脱退権限の行使に対し、安保理が「一定程度の制限 (a certain element of restraint)」を課すものである。ただ、実際にこの通知を受け、いかなる措置を安保理が執るかについては、脱退が提起する事態によって異なる。その際、安保理は、国連憲章上によって与えられた機能を果たすと説明していた。<sup>(30)</sup>このような起草過程における認識、そして部分的核実験禁止条約等と異なり NPT に安保理への通知義務が規定されたことを踏まえれば、NPT 第 10 条の権限行使を単なる一方的行為とすることは適切ではなく、安保理に対して判断権限行使の機会を与えるものと解することが適切であるように思われる。脱退権限の行使を一方的行為とする解釈は、NPT 第 10 条の規定そのものを形骸化するものであり、権限行使における柔軟性を留保しながらも、過度に国家の独断的判断に拠ることへの防止を図っていた起草過程とも矛盾する。例えば、交渉過程においてブラジルは「異常な事態」の内容に「将来起こりうる事態」をも含める提案を行ったが、仮説に基づく権限行使は認められないと否定された。<sup>(31)</sup>ただ、ここで、安保理に

---

(28) Tom Coppen, *op.cit.*, 21-33

(29) George Bunn and Roland Timervaev, *The Right to Withdraw from the Nuclear Non-Proliferation Treaty (NPT): The Views of Two NPT Negotiators*, (2005) 10 *Yaderny Kontrol (Nuclear Control) Digest*, 20.

(30) Statement of Soviet Representative Roshchin to the Geneva Disarmament Conference, March 12, 1968, *op.cit.*, 184.

(31) ENDC/PV.371, 18.

脱退にかかる判断権限の行使を認める規定と解するにしても、実際にどのような措置を安保理がとることができるか、そしてどのように判断権限を行使するかについては、国連憲章の安保理権限関連規定に従って判断されなければならない、安保理の実行に基づく評価を必要とする。

## 5. 他の締約国からの評価

1993 年 3 月 12 日の北朝鮮の脱退宣言から 3 週間後の 4 月 2 日、NPT の寄託国政府である米国・英国・ロシアは、当該事態に対して、寄託国政府としての立場から安保理議長に対して共同書簡を送付している。その中で 3 カ国は脱退通知を遺憾とし、国際平和と安全の維持の重要な要素である NPT からの脱退が平和と安全の維持に対する脅威を構成する可能性を示唆するとともに、北朝鮮の脱退理由がこの条約の対象である事項に関連する異常な事態かどうかは疑わしいと述べている。<sup>(32)</sup> このように、共同書簡は、第 10 条第 1 項の事態であるか否かについて疑念を提起する一方、脱退通知の適法性と安保理が国家の脱退理由に対し判断を下す権限があるかという問題にまでは踏み込んではいない。Tom Coppen は、これまでのところ、どの国家も北朝鮮の NPT からの脱退規定の援用にかかる主張の合法性について異議を申し立ててはいないと述べ、その理由をいかなる異議提起の試みも、当該条項が規定する「異常な事態」に対する唯一の有権的解釈は脱退国自身の解釈であることを示唆する規定によって問題が複雑化するためと説明する。<sup>(33)</sup>

ただ、NPT 締約国が北朝鮮の脱退宣言と第 10 条の適合性を直接問う声が表明されていないことが、北朝鮮の NPT からの脱退宣言を法的に許容しているとみなすことは適切ではない。なぜなら、2003 年の脱退宣言時における、国際社会からの反応は、「実質的にはほとんど無視に近いものだった」<sup>(34)</sup> とい

---

(32) UN Documents S/25515, 2 April, 1993.

(33) Coppen, op.cit, 27.

う評価もあるからである。国際社会は当然ながら北朝鮮を非難し、脱退通告の撤回を求めてきた。一方で、米国政府は、2003年4月9日に以下のように述べている。

「政府は、北朝鮮の脱退通告が第10条の要件を満たしているか否かについて特定の立場をとらない。現在のところ、北朝鮮の4月10日以降のNPT上の法的地位に関して、合意する必要はないと考える。」<sup>(35)</sup>

戸崎も、上記米国の立場を踏まえ「国際社会は、北朝鮮に脱退通告をカードとして「活用」させないという政治的な考慮を重視し、北朝鮮によるNPTおよびNPTの下での核不拡散義務からの脱退を「政治的」に認めず、こうした対応が準備委員会の場で追認されていった」とする。<sup>(36)</sup> このような立場をとることには、実際上の要請もあった。核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)の報告書「核の脅威を断つために」は、その理由を、「交渉によって北朝鮮がNPTに戻り、その義務を遵守する可能性があるかもしれないという希望が残っており、脱退の手続きが正式には完遂されていなければ、その方向に進むのがより容易になるかもしれない」<sup>(37)</sup>と説明する。

国連軍縮部も北朝鮮をNPTの締約国リストに加える一方で、「条約の締約国からはNPTにおける北朝鮮の法的地位に関して様々な意見が表明され続けている」<sup>(38)</sup>という評価を付記している。このような北朝鮮の脱退権行使に対する曖昧な対応は、核不拡散体制における第10条の役割とも関係していると考えべきである。北朝鮮のNPT第10条の権利行使は、その経緯からみても、明らかに脱退権限の乱用事例であるが、「主権的権利の行使」という前提を掘

---

(34) 戸崎、前掲論文、18 - 19頁。

(35) 戸崎、前掲論文、19頁。

(36) 戸崎、前掲論文、20頁。

(37) 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会の報告書「核の脅威を断つために - 世界の政策立案者のための実践的な計画」第9章18パラグラフ。

(38) <http://disarmament.un.org/treaties/t/npt> (最終アクセス：2016年8月3日)

り崩してしまうことは、NPT を中核とする核不拡散体制の強化には必ずしも直結しないとの判断があるのではないか。条約に規定されたグランド・バーゲンを維持し、NPT 上の非核兵器国の権利義務を保護しながらも、NPT からの脱退権行使へ対し制限を図る、この両者をいかなる地点で均衡させるかが問われているといえる。

## 6. 安全保障理事会決議の解釈

1993 年 3 月 12 日付けの北朝鮮の脱退通知と特別査察の受入拒否問題の IAEA からの付託に対し、安保理は、同年 5 月 11 日決議 825 号を採択している。当該決議は、北朝鮮の脱退理由が、第 10 条が規定する異常な事態に該当するか疑念を提起した、NPT 寄託国である米英口の共同書簡等に留意しつつ、北朝鮮に対し脱退権行使を再検討し、条約の遵守を再確認することを要請 (call upon) している。1993 年当時は、北朝鮮の脱退権行使に対し、第七章下の強制措置を執ることに五常任理事国、特に中国からの同意が得られず、このような第六章下の勧告に留まることになった。これに対し北朝鮮は、拒否の姿勢を示し、以降 1993 年に提起された脱退問題に対し安保理決議が採択されることはなく、カーター元大統領による北朝鮮との交渉、そして 1994 年の米朝枠組み合意の妥結に至ることとなった。

一方、2003 年 1 月 10 日の再度の脱退宣言の際には、安保理は、中国とロシアの北朝鮮との交渉重視の姿勢により、決議を即座に採択することすらできなかった。その後、2006 年 10 月 9 日、北朝鮮は第一回目の核実験の実施を発表する。これに対し、安保理は 10 月 13 日安保理決議 1718 号を採択し、北朝鮮による核実験を「平和と安全の維持に対する脅威」と認定した上で、国連憲章第七章第 41 条に基づく非軍事的強制措置として、武器禁輸や金融規制、そして貨物検査の強化措置等を発動した。その後も、2009 年 5 月 25 日に実施された第二回核実験、そして 2013 年 2 月 12 日の第三回核実験に対して、それぞれ、安保理決議第 1874 号、2094 号が採択され、憲章第七章に基

づく非軍事的強制措置の内容の強化が実施されてきた。この北朝鮮の核実験に対する安保理決議において、NPT からの脱退にかかる安保理の対応が規定されることとなった。

これら決議において、北朝鮮の NPT 上の法的地位に関係する主文は以下の部分であり、決議 1718 号、1874 号、2094 号と、項目番号こそ異なるがほぼ同様の内容が規定されてきた。本稿の検討の核となる部分のため、決議 1718 号に基づく項目番号とともに、必要部分を引用する。

第 4 項（安保理は）「北朝鮮に対し、核兵器の不拡散に関する条約及び国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の保障措置に復帰（return）することを重ねて要求（demand）するとともに、核兵器の不拡散に関する条約のすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要であることを強調する。」

第 6 項（安保理は）「北朝鮮がすべての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄すること、核兵器の不拡散に関する条約の下で締約国に適用される義務及び同国の国際原子力機関（IAEA）保障措置協定（IAEA INFCIRC/403）に定める諸条件（terms and conditions）に厳格に従って行動すること・・・を決定（determine）する。」

北朝鮮の核実験に対応したこれら安保理決議からみた、北朝鮮の NPT からの脱退通知の法的評価については、見解が大きく別れることとなっている。安保理決議に照らしてみれば、「北朝鮮は NPT から脱退したと考えざるを得ない」<sup>(39)</sup>との見解が、率直に表明される一方、安保理は「北朝鮮の NPT 締約国としての地位を継続しているものとして扱っている」<sup>(40)</sup>という評価もある。安保理がその決議において北朝鮮の NPT 上の法的地位をどのように認識しているかについては国際法学者の間で評価が大きく分かれており、詳細な検討

---

(39) 黒澤満編『軍縮問題入門【第4版】』東信堂、2012年、68頁。

(40) O. Dörr and K. Schmalenbach (eds.), *Vienna Convention on the Law of Treaties: A Commentary*, (Springer-Verlag Berlin Heidelberg 2012, 955)

を必要とする。

安保理の決議内容に対する評価を、北朝鮮の法的地位と絡めて分類すると、以下の 3 つの類型に分類することができる。

#### 6 - 1. NPT への再加入の強制

第一に、安保理決議は、憲章第七章下の強制措置として、北朝鮮に対し NPT への再加入を強制することで、北朝鮮に対し NPT および IAEA との間の保障措置協定からもたらされる義務の遵守を引き続き求めている、というものである。第一の立場は、Joyner、Carlson そして Fry によって説かれており、安保理の第七章下の強制措置として「北朝鮮は NPT に加入 (sign) することを強制されている」<sup>(41)</sup>とする。この立場は第 4 項の「要求」及び第 5 項の「決定」とも、第七章下の強制権限としての拘束力を認める立場であり、NPT と IAEA 保障措置への「復帰 (return)」要求を、条約へ再加入 (re-accede) する義務の創出とみなしている。<sup>(42)</sup> そのため、この立場は、「北朝鮮の脱退は安保理決議以前に受け入れられている」<sup>(43)</sup> との前提に立脚する。当該見解が正しいとすれば、北朝鮮の事例は、「安保理が憲章第 25 条の法的強制権限を用いて、条約に明示的に規定された脱退条項に従って条約から脱退した国家に対し、条約への再加入を命じた初めての事例」<sup>(44)</sup>ということになる。

#### 6 - 2. 安保理決議由来の義務の強制

第二に、安保理決議は、憲章第七章下の強制措置として、北朝鮮に対し、

---

(41) Carlson, op.cit., 449.

(42) Daniel H Joyner and Marco Roscini (ed.), *Non-Proliferation Law as a Special Regime*, (Cambridge University Press, Cambridge, 2012, 162-167)

(43) James D. Fry, *Legal Resolution of Nuclear Non-Proliferation Disputes*, (Cambridge University Press, Cambridge, 2013, 150)

(44) Joyner, op.cit., 164.

NPT 及び IAEA との間の保障措置協定と同様の義務を新たに課している、という立場である。第二の立場は、Talmon と Helfer によって主張されている。憲章第七章下の強制措置として強制力を有するのは、第 6 項の核兵器及び核計画の放棄並びに NPT 及び IAEA との間の保障措置協定に定める義務に厳格に従うことを「決定」する部分のみであり、第 4 項の NPT 及び IAEA の保障措置への「復帰要求」については政治的勧告であるという見解である。この立場は、北朝鮮が負う NPT 及び IAEA 保障措置協定上の義務の淵源を条約そのものからではなく、安保理決議由来の義務とする見解であり、北朝鮮の NPT からの離脱を所与とした論理構成をとっている。

### 6 - 3. 締約国としての地位の確認

第三に、安保理決議は、北朝鮮を NPT 締約国として引き続き扱っており、NPT 及び IAEA 協定からもたらされる締約国としての義務の遵守を引き続き求めている、とする立場がある。上記、第一及び第二の立場はいずれも、北朝鮮の NPT からの離脱を前提とした見解であった。一方、第三の立場は、Oliver Dörr と Kirsten Schmalenbach による条約法条約に関するコメンタリーが採用する見解であり、北朝鮮を引き続き NPT 締約国であるとみなしている。この立場は、安保理が北朝鮮を NPT 非締約国とみなしているのであれば、NPT に「復帰 (return)」することを要求するのではなく、決議における文言としては「再加入 (re-accede)」という表現を使うはずであること。そして、当該決議第 4 項において安保理は「すべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守すること」を強調しているが、北朝鮮が離脱済みであるという前提であれば、「すべての締約国」ではなく、「他のすべての締約国」という表現でなければならないことを根拠とする。<sup>(45)</sup>

## 7. 安全保障理事会決議の評価

### 7 - 1. 軍縮条約からの脱退の無効化 - 条約への加入強制は可能か -

これら見解を評価するにあたってまず述べなければならないのは、安保理決議の法的拘束力の範囲である。これら決議は憲章第七章に基づいた第 41 条下の措置と明記されており第 6 項については、「決定する」という用語法からも、法的効力を持つという見解に一致があると思われる。一方、「決定」のみならず、「要求」についても北朝鮮を法的に拘束するかについては見解が分かれている。<sup>(46)</sup> しかし、実行を踏まえた通説的見解としては、決議内容に法的拘束力を持たせる安保理の意図は、憲章第七章下の措置としての「決定 (decide)」に現れるのであって、「要求 (demand)」は法的拘束力のない勧告として扱われる。<sup>(47)</sup> そのため、第一の立場のように、安保理決議第 4 項が NPT へ復帰 (再加入) することを法的に強制しているという評価は維持しがたい。

さらに、第一の立場に対しては、果たして安保理は、条約への (再) 加入を国連加盟国へ強制する権限を、国連憲章上有しているかという問題もある。当該権限が安保理権限として認められるのであれば、イスラエル、インド、

(45) Dörr and Schmalenbach, *op.cit.*, 955.

これら見解の他にも、安保理は、北朝鮮の法的地位の問題に対する評価を回避しており、第七章の下での行動をとる基礎としては核実験の問題に焦点を絞っているとする見解もある。Coppen, *op.cit.*, 27.

(46) 両者とも拘束力を有するという見解については、浅田正彦「北朝鮮の核問題と国連安保理の対応」『法学セミナー』(665号、2010年)を参照。

(47) Alexander Orakhelashvili, *Collective Security*, (Oxford University Press, New York, 2011, 34.) 安保理決議 1718 号においては、決議本文第 1 項から第 4 項までが北朝鮮への非難 (condemn) と要求 (demand) であり、第 5 項以降に、北朝鮮及び国連加盟国に対する義務的行動 (shall) の決定 (decide) が表明される。そのため法的拘束力を有しない勧告と、法的拘束力を有する決定が明確化されている。(もちろん、安保理の拘束的決議が憲章第七章下の措置に限られるかについては、従来から議論がある。*Legal Consequences of the Continued Presence of South Africa in Namibia (South West Africa) notwithstanding Security Council Resolution 276 (Advisory Opinion)*, *ICJ Reports* 1971, 53.) を参照のこと。

パキスタンの NPT への未加入問題は、安保理の第七章に基づく拘束的決議さえあれば即座に解決する。また、当該立場は、慣習法を反映していると考えられている条約法条約第 54 条が、国家が条約から脱退可能な場合として、条約に明示的に規定する場合を掲げ、NPT が条約からの国家の脱退権を明示的に認めているにもかかわらず、安保理の拘束的決議によって、NPT からの脱退権行使の無効化を企図しているともみなすことができる。<sup>(48)</sup> であれば、従来、NPT 第 10 条の権利行使の適否は、脱退国の主観的判断のみに従属するという解釈に対する重大な修正を構成することになる。

但し、安保理が当該権限を憲章上有しているとする見解は多分に疑わしい。<sup>(49)</sup> ある条約への加入意思、つまりは条約規定に拘束されるという国家の同意を強制するということは、条約法条約の無効原因にも該当するものであり、「合意は拘束する」という国際社会の根幹規定を揺るがすこととなる。もちろん、国連憲章第 25 条と 103 条の規定によれば、安保理決議が創設した義務を含む憲章に基づく義務と、他の国際法上の権利義務が抵触する際には、憲章上の義務が優先される。しかし、当該規定は、「合意は拘束する」といった、一般国際法秩序の根幹規定には適用されると考えられるべきではない。

## 7-2. 安保理による立法と主権的権利行使の結果否定

では、第二の解釈は、どうだろうか。Talmon によれば、安保理は国家に条約への加入もしくは脱退の無効を強制する権限を持たないため、安保理決議 1718 及び 1874 は北朝鮮に NPT への再加入を強制したのではなく、NPT に加盟する非核兵器国が有する条約上の義務と同様の法的義務を拘束的安保理決議の形式で課したとする。そのため、北朝鮮は、NPT からは脱退しているが、安保理決議に由来する NPT 類似の法的義務を課されていると説く。同様に、

---

(48) Joyner, *op.cit.*, 167

(49) Talmon, *op.cit.*, 65-116.

IAEA との保障措置協定からもたらされる法的義務についても、協定に基づくものではなく、安保理決議に由来する法的義務を課されているとしている。この立場によれば、主権的権利の行使である条約への加入もしくは条約からの脱退について、安保理は強制する権限を持たないため、北朝鮮は NPT から脱退しているとみなすが、NPT 及び IAEA との保障措置協定と同様、もしくはそれ以上の義務を、安保理の決議という形式において立法的に創出しているということになる。

安保理の立法的権限の行使については、国際テロ対策のための安保理の一連の決議 (1373、1540) の採択において議論されてきた。当該立法権限を安保理が国連憲章上有するかという法的課題について未だ合意がないが、当該権限を用いれば、条約に規定する義務内容について、安保理決議に由来する義務内容の強制として加盟国に対して措置可能となり、条約への加入を強制するということは不必要であるという結論となる。<sup>(50)</sup> また、このたびの北朝鮮の NPT からの脱退に絡む問題は、他の加盟国に対しても広く一般に義務を創出するものではなく、北朝鮮の核問題という特定事項に限定した内容となっている。これを鑑みれば、第一の解釈と比較すれば、国際法秩序への整合性のある第二の立場が採用されることに、より合理性があると考えべきだろう。当該立場は、NPT 第 10 条の権利行使を制限するものではないが、NPT からの脱退がもたらす法的結果について焦点を合わせ、結果的に主権的権利の行使としての条約からの脱退を無意味なものとしているといえるだろう。

### 7-3. 安保理による脱退の消極的無効化

では第三の解釈はどのように評価することができるか。もし、安保理決議の解釈として当該立場が妥当するとすれば、北朝鮮の NPT 締約国としての法

---

(50) Stefan Talmon, *op.cit.*, 65-116.

的地位を継続しているとみなすために、北朝鮮の脱退宣言を法的に認めておらず無効と判断していることとなる。第一の立場と、第三の立場の違いは、NPT への加入を強制することにより、脱退宣言を積極的に無効としていると考えるのか、脱退宣言の法的有効性を認めないという消極的無効を導いているかにある。いずれにしても、当該立場においても、安保理が北朝鮮の脱退宣言の法的妥当性について消極的ながらも判断を実施しているといえることとなる。

当該立場の妥当性は、主に安保理決議第 4 項の文言に依拠する立場といえる。たしかに、第一及び第二の立場が説明するような「再加入 (re-accede)」という表現を、安保理決議自体は用いておらず、北朝鮮に対して NPT への「復帰 (return)」を要求しているにすぎない。ここにおいて「復帰」という文言から、「再加入」を要求しているとまでいえるかは定かではない。なぜなら、第 4 項の「復帰」要求は法的意味合いを有するものではなく、政治的姿勢としての回帰要求、もしくは NPT の義務違反に対する条約義務の遵守要求とも解釈可能であるからである。例えば、当該解釈と同種の要求を表明した声明として、2005 年の G8 グレンイーグルス会議で合意された「不拡散に関するグレンイーグルス声明」が挙げられる。当該声明は、「北朝鮮が NPT の完全な遵守に迅速に復帰 (return) し、すべての核兵器関連計画を完全に検証可能かつ不可逆的な形で廃棄することの必要性を改めて表明」<sup>(51)</sup>した。ここで G8 が、北朝鮮に対して「NPT の完全な遵守に」復帰することを要求していることは、当然ながら北朝鮮を NPT 締約国として扱っていることを示唆する。

このように、脱退が許容されている多数国間条約に対する正式な脱退通告がありながらも、後の条約関係への復帰に際しては、再加盟の手続きを経ることなく協力の「再開 (resume)」として処理が行われた事例が存在する。

---

(51) G-8 Gleneagles Statement on Non-Proliferation, July 2005, para.16. (和訳文は下記外務省 HP における仮訳を参照した。最終アクセス日：2016 年 8 月 3 日 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/gleneagles05/s\\_08.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/gleneagles05/s_08.html))

1965 年 1 月 20 日、インドネシアは、マレーシアが安保理の非常任理事国に選出されたことに抗議し、ウ・タント国連事務総長（当時）宛に国連からの脱退を通告した。<sup>(52)</sup> 事務総長は、これに対し「いずれ時がくれば完全な協力を再開する希望」<sup>(53)</sup> を表明する返信をインドネシアへ行っている。

国連憲章には、国際連盟と異なり、脱退に関する規定が存在しない。ただ、サンフランシスコ会議においては脱退を許容する宣言が付されており、ウィーン条約法条約第 56 条第 1 項が規定する脱退の可能性を許容する当事国の意図が存在したと考えられる。そうであれば、同条第 2 項の規定により、インドネシアの脱退通告はその一年後から効力を発生するはずであった。しかしながら、インドネシアは、1966 年 9 月 19 日、国連事務総長に対して、国連との協力を再開させる旨のみ通知し、国連総会は異論なく当該通知を受け入れた。<sup>(54)</sup> これにより、インドネシアは、正式な再加入の手続きを経ることなく、国連への復帰を実現させている。<sup>(55)</sup> 当該事例は、国連という、加盟国から独立した法的主体性を有する国際組織からの脱退問題であったために、関係の「再開 (resume)」という用語が用いられている。ただ、正式な脱退が通告されながらも、協力関係への回帰を要請の上、条約加盟国としての地位を継続させたという事実において本稿の検討対象と共通点を有する。もし、北朝鮮が将来、安保理決議に従って核開発計画を放棄の上、NPT に「復帰」すれば、当該事例と同様に、正式な再加入の手続きなく、条約関係を再開させる道を、安保理決議は残していると思われる。

---

(52) UN Doc A/5857、西谷元『国際法資料集』（日本評論社、2011 年、48 頁）

(53) UN Doc A/5899、西谷、前掲書、48 頁

(54) UN Doc S/7489、西谷、前掲書、49 頁

(55) Bruno Simma et al, *The Charter of the United Nations A Commentary: Third Edition Vol.1*, (Oxford University Press, Oxford, 2012, 355) Benedetto Conforti, *The Law and Practice of the United Nations: Third Revised Edition*, (Martinus Nijhoff, Leiden, 2005, 43.) Jan Klabbers, *An Introduction to International Institutional Law*, (Cambridge University Press, Cambridge, 2002, 124-125) 佐藤哲夫『国際組織法』（有斐閣、2005 年、160 頁）

さらに、安保理決議第4項は、続けて、「核兵器の不拡散に関する条約のすべての締約国が自国の同条約上の義務を引き続き遵守することが必要である」と述べ、北朝鮮に対する「要求」とともに、「すべての締約国」に対して条約上の義務を引き続き遵守することの重要性を強調する。そのため、北朝鮮があたかも「すべての締約国」に含まれ、締約国としての地位を維持しているかのような表現を用いている。このことから北朝鮮がNPT締約国としての地位を引き続き保っていると解することは、十分に説得的である。ただ、当該立場によれば、安保理決議第6項において、北朝鮮に対し、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄し、NPTにおいて締約国に適用される義務及びIAEAとの保障措置協定 (IAEA INFCIRC/403) に定める諸条件 (terms and conditions) に厳格に従って行動することを「決定」した部分については、どのように捉えられるのかが問題となる。具体的に述べれば、北朝鮮がNPT締約国の地位を継続しており、IAEAとの間の保障措置協定についても失効していないという前提と、憲章第七章に基づく法的拘束力を有すると考えられる決議第6項はどのように整合的に捉えることができるかということである。

両者を整合的に捉える解釈方法としては、第6項は、NPT及びIAEAの保障措置協定上の義務及び諸条件に厳格に従って行動する義務が、条約及び協定自体に加えて安保理決議由来の法的義務としても「追加的に」決定しているとみるか、もしくは「厳格に従って行動する」を要求していると解釈するかである。ただ、北朝鮮がNPT締約国としての地位を保っている前提をとりつつも、追加的に安保理の強制措置として決議由来の義務を課すことに、法的にどこまで意味を見いだせるかは疑問なしとしない。ここでは、国際社会からの政治的な遵守要求を、「厳格に従って行動する」法的義務として北朝鮮に課したと考えるべきである。

安保理決議の実際の規定内容とG8の声明といった他の国際文書との整合性、そして、条約からの脱退問題をめぐる国連の実行を踏まえれば、当該第

三の解釈方法が、最も説得的であると考えられる。第一及び第二の解釈が前提とする NPT への「復帰」要求を、条約への「再加入」要求と単純に捉えることは決議の文言及び国連の事例と比較すれば困難であろう。さらに、例えば安保理決議 1874 号の採択 (2009 年 6 月 12 日) 直後の 2009 年 7 月に開催された G8 ラクイラ・サミットは「不拡散に関するラクイラ声明」を採択しているが、そこで G8 各国は、北朝鮮に対し「NPT 及び IAEA 保障措置上の義務を完全に遵守するよう要求」<sup>(56)</sup> していた。このラクイラ声明も、少なくとも G8 参加国であった安保理常任理事国の間では、北朝鮮は、NPT 上の義務を引き続き負っているという認識が存在していたということを裏付けていると思われる。<sup>(57)</sup>

## 8. 結論

以上本稿では、北朝鮮の NPT 上の法的地位について、北朝鮮の核問題の経緯や NPT 第 10 条の機能および安保理決議の解釈を通じて検討を行ってきた。最後に北朝鮮の脱退問題をめぐる安保理決議についての解釈を踏まえ、一定の結論を導きたい。

まず、安保理決議の解釈において、確認しておかなければならないのは、脱退権限の行使の (1) 積極的無効、(2) 結果否定、そして (3) 消極的無効、といったように、結果の導き方に違いはあるが、いずれの解釈をとるにしても、安保理の強制措置は、主権的権利行使としての NPT からの脱退宣言を許容していないという点に共通点を有している。解釈の異同は、脱退問題に対

---

(56) G8 L' Aquila Statement on Non-Proliferation, July 2009, para.12. (和訳文は下記外務省 HP における仮訳を参照した。最終アクセス日：2016 年 8 月 3 日 <http://www.mofa.go.jp/policy/economy/summit/2009/statement.pdf>)

(57) 既述の G8 グレンイーグルス・サミットにおける声明、また G8 ラクイラ・サミット声明も、本稿で検討する安保理決議と内容が酷似しており、参照しあった上で作成されている形跡がある。

する安保理措置がどのような措置まで認められているのか、そして憲章上第10条の法的機能を認めつつ、脱退権限を保護する利益とNPT体制の堅持という利益を、どの地点で均衡させるかという点から導かれている。しかし、当該北朝鮮のNPTからの脱退宣言の検討によって明らかになったのは、伝統的に国家の「主権的な権利」として認められてきたNPTからの脱退権行使は、もはや脱退国の意思のみにかかる行為であるとはいえないのではないかということである。

多数国間条約からの北朝鮮の一方的脱退通告が国際社会において問題となったのは、NPTが初めてではない。1997年8月27日、北朝鮮は、国連人権委員会の差別防止及び少数者保護小委員会が、北朝鮮の人権状況非難決議を採択したのを理由に、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）からの脱退を表明した。<sup>(58)</sup> これに対し、自由権規約人権委員会は、自由権規約は廃棄又は脱退の対象とはならないという一般的意見26を採択した。<sup>(59)</sup> 自由権規約は終了又は脱退に関する規定を含んでいない。そのため、脱退が許容されるのは、ウィーン条約法条約第56条の規定に基づき、当事国が脱退の可能性を許容する意図を有していたと認められる場合か、条約の性質上脱退の権利があると考えられる場合に限られる。自由権規約人権委員会は、両者の条件とも、否定し、北朝鮮の脱退は認められないと結論づけた。もちろん、NPTは脱退規定を条約中に有し、ウィーン条約法条約第56条ではなく、第54条の規定に従うこととなるため、自由権規約の事例は明確な先例とはなりえない。しかし、ここで重要なことは、自由権規約委員会が、条約からの脱退を各国の主権的な権利に委ねず、脱退にかかる解釈問題について明確な指針を打ち出していることである。

NPT第10条が規定する脱退権の行使は、従来、主権的な権利の行使として、

---

(58) 西谷元、前掲書、48頁。

(59) UNHCR, 'General Comment 26' (1997) UN Doc CCPR/C/21/Rev1/Add8/Rev1.

締約国の裁量に委ねられていると考えられてきた。しかし、国際社会の維持にとって枢要な規範として認められつつある、NPT の条約規定からの逸脱行為の適合性判断については、国際の平和と安全の維持に主要な責任を持つ、安保理による公権的判断に従属するという考えが生まれつつあるのではないか。もちろん、北朝鮮の核問題は、NPT 第 10 条の権限行使の唯一の事例であり、このような実行が維持されるかどうかは注視していかなければならない。また、安保理の現在の構成ならびに拒否権の存在を考えれば、次回も同様な方法が採用される保障はない。しかし、NPT からの脱退問題は、もはや脱退を意図する国家一国の主観的判断のみに依拠するものではないという潮流の存在を指摘して本稿の結論としたい。